

新	旧
厚生省発医第117号 昭和54年7月27日 <u>最終改正厚生労働省発医政1007第3号</u> <u>令和7年10月7日</u> 医療施設等設備整備費補助金交付要綱 1～2 (略) (交付の対象) 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、<u>(21)</u>、<u>(22)</u>、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号から第3号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号から第3号までにに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。 3 (1)～3 (10) (略) 3 (11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業 平成16年3月31日医政発第0331018号厚生労働省医政局長通知「臨床研修病院支援システム設備整備事業の実施について」に基づき私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構を除く。）が開設する医療施設が行う臨床研修病院支援システム設備整備事業 (12)～(16) (略) (17) <u>解剖・死亡時画像診断等設備整備事業</u> <u>平成22年3月31日医政発0331第17号</u>厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う<u>解剖・死亡時画像診断等設備整備事業</u>	厚生省発医第117号 昭和54年7月27日 <u>最終改正厚生労働省発医政0806第8号</u> <u>令和6年8月6日</u> 医療施設等設備整備費補助金交付要綱 1～2 (略) (交付の対象) 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号から第3号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号から第3号までにに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。 3 (1)～3 (10) (略) 3 (11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業 平成16年3月31日医政発第0331018号厚生労働省医政局長通知「臨床研修病院支援システム設備整備事業の実施について」に基づき私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センターを除く。）が開設する医療施設が行う臨床研修病院支援システム設備整備事業 (12)～(16) (略) (17) 死亡時画像診断<u>システム</u>等設備整備事業 <u>平成27年4月9日医政発0409第23号</u>厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う死亡時画像診断<u>システム</u>等設備整備事業

新	旧
イ 次に掲げる者が行う<u>解剖・死亡時画像診断</u>等設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業 (ア)(イ) (略) (18) ～ (21) (略) <u>(22) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業</u> <u>令和7年3月5日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。</u> <u>ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業</u> <u>イ 診療所の開設者が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に対し、都道府県が補助する事業</u> <u>なお、ア又はイの診療所に市町村が主体的に追加支援等を行う場合は国の採択の際に配慮する。</u> (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次の(1)から<u>(6)</u>により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 (1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1) ～ (16) (略) (17) ア 都道府県が行う<u>解剖・死亡時画像診断</u>等設備整備事業 (18) ～ (21) (略) <u>(22) ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業</u> ア、イ (略) (2) ～ (3) (略) (4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1) ～ (16) (略) (17) イ 都道府県が補助する<u>解剖・死亡時画像診断</u>等設備整備事業	イ 次に掲げる者が行う死亡時画像診断<u>システム</u>等設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業 (ア)(イ) (略) (18) ～ (21) (略) <u>(新規)</u> (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次の(1)から<u>(5)</u>により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 (1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1) ～ (16) (略) (17) ア 都道府県が行う死亡時画像診断<u>システム</u>等設備整備事業 (18) ～ (21) (略) <u>(新規)</u> ア、イ (略) (2) ～ (3) (略) (4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1) ～ (16) (略) (17) イ 都道府県が補助する死亡時画像診断<u>システム</u>等設備整備事業

新	旧
(18) ～ (20) (略) ア、イ (略) (5) (略) <u>(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</u> <u>(22) イ 都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業</u> <u>ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</u> <u>イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額(※)とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。</u> <u>※アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の2分の1を下回らないこと。</u>	(18) ～ (20) (略) ア、イ (略) (5) (略) <u>(新規)</u>

新						旧					
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
(略)						(略)					
へき地巡回診療車（船）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地巡回診療車（船）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)			
	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)			
	歯科巡回診療車	1 台当たり 20,000 千円	歯科巡回診療用自動車及び診療車に積載する歯科医療機械器具購入費 (例) 歯科用ユニット、デジタルX線装置、オートクレーブ、歯科用コンプレッサー、その他診療に必要な機械器具		(略)		歯科巡回診療車	1 台当たり 3,738 千円	次に掲げる機械器具を装備した歯科巡回診療用自動車購入費 卓上型ユニット、歯科治療台、歯科用コンプレッサー、キャビネット、煮沸消毒器、その他診療に必要な機器		(略)
(略)						(略)					
遠隔医療設備	(略)	1 か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 1～2 (略)	(略)	(略)	(略)	遠隔医療設備	(略)	1 か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 1～2 (略)	(略)	(略)	(略)
		3 遠隔手術指導 5,580 千円						3 (新規)			
		4 オンライン診療装置 2,660 千円						3 オンライン診療装置 8,250 千円			

新						旧					
(略)						(略)					
解剖・ 診断等設備 死亡時画像	医療機器 等整備費	1 か所当たり	死因究明のための解剖や死亡 時画像診断、 <u>薬毒物検査</u> の実 施に必要な <u>設備及び</u> 医療機器 購入費（解剖台、薬物検査機 器、CT、MRI 等）	(略)	(略)	死 亡 時 画 像 診 断 シ ス テ ム 等 設 備	医療機器 整備費	1 か所当たり	死因究明のための解剖 <u>の実施 に必要な設備および</u> 死亡時画 像診断 <u>又は死体解剖</u> の実施に 必要な医療機器購入費（解剖 台、薬物検査機器、CT、MRI 等）	(略)	(略)
		1 (略) 2 解剖室等 設備の場合 53,700千円						1 (略) 2 解剖室設 備の場合 53,700千円			
(略)						(略)					
新興感染症対応力強化事業 (協定締結医療機関設備)	病床確保 に係る協 定締結医 療機関	(1) (略)	病床確保に係る協定締結医療 機関として必要な簡易陰圧装 置、検査機器（PCR 検査装 置、 <u>等温遺伝子増幅装置</u> ）、 簡易ベッドの購入費	(略)	(略)	新 興 感 染 症 対 応 力 強 化 事 業 (協定締結医療機関設備)	病床確保 に係る協 定締結医 療機関	(1) (略)	病床確保に係る協定締結医療 機関として必要な簡易陰圧装 置、検査機器（PCR 検査装 置）、簡易ベッドの購入費 <u>(ただし、新規購入及び増設 する場合に限る。)</u>	(略)	(略)
		(2) 検査機器 （PCR 検査 装置、 <u>等温 遺伝子増幅 装置</u> ）の場 合 1 台当たり 9,350 千円						(2) 検査機器 （PCR 検査 装置）の場 合 1 台当たり 9,350 千円			
	発熱外来 に係る協 定締結医 療機関	(3) (略)	発熱外来に係る協定締結医療 機関として必要な検査機器 （PCR 検査装置、 <u>等温遺伝子 増幅装置</u> ）、簡易ベッド、 HEPA フィルター付き空気清浄 機（陰圧対応可能なものに限 る。）の購入費	(略)	(略)		発熱外来 に係る協 定締結医 療機関	(3) (略)	発熱外来に係る協定締結医療 機関として必要な検査機器 （PCR 検査装置）、簡易ベッ ド、HEPA フィルター付き空気 清浄機（陰圧対応可能なもの に限る。）の購入費 <u>(ただし、新規購入及び増設 する場合に限る。)</u>	(略)	(略)
		(1) 検査機器 （PCR 検査装 置、 <u>等温遺 伝子増幅装 置</u> ）の場合 1 台当たり 9,350 千円 (2) (3) (略)						(1) 検査機器 （PCR 検査装 置）の場合 1 台当たり 9,350 千円 (2) (3) (略)			

新						旧					
おける診療所の承継・開業支援事業 重点医師偏在対策支援区域に											
	医療機器等整備費	1 か所当たり 16,500 千円	診療所として必要な医療機器等購入費	3 分の 1	二	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
5 ～ 6 (略)						5 ～ 6 (略)					
(申請手続) 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 補助事業者は、第 2 号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (2) (1) 以外の場合 補助事業者は、第 2 号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (3) なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請し						(申請手続) 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 補助事業者は、第 2 号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (2) (1) 以外の場合 補助事業者は、第 2 号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (新規)					

新	旧
<u>なければならない。</u> <u>ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。</u> 8～10 （略） （実績報告） 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 （１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 補助事業者は、第３号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（６の（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 （２）（１）以外の場合 補助事業者は、第３号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（６の（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 <u>（３）なお、７に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。</u> 12～13 （略） 第１号様式 （略）	8～10 （略） （実績報告） 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 （１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 補助事業者は、第３号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（６の（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 （２）（１）以外の場合 補助事業者は、第３号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（６の（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 <u>（新規）</u> 12～13 （略） 第１号様式 （略）

第2号様式
別紙(1)

別紙 (1)

[illegible]

(注) J欄及びK欄については、交付要綱の8による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

第3号様式
別紙(1)

別紙 (1)

[illegible]

第4号様式

第4号様式		番 号
		年 月 日
厚生労働大臣 殿		
補助事業者名		
年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書		
年 月 日厚生労働省発医政 第 号により交付決定があった 年度医療 施設等設備整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について は、医療施設等設備整備費補助金交付要綱6(9)の規定に基づき、次のとおり報告す る。		
1 ページ		
1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額		
	金	円
2 確定時に減額した仕入れに係る消費税額		
	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）		
	金	円
4 補助金返還相当額		
	金	円
5 添付書類		
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。		

第4号様式

第4号様式		番 号
		年 月 日
厚生労働大臣 殿		
補助事業者名		
年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書		
年 月 日厚生労働省発医政 第 号により交付決定があった 年度医療 施設等設備整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について は、医療施設等設備整備費補助金交付要綱6(9)の規定に基づき、次のとおり報告する。		
1 ページ		
1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額		
	金	円
2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）		
	金	円
3 添付書類		
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。		

第5号様式

第5号様式		番 号
		年 月 日
都 道 府 県 知 事 殿		
間接補助事業者名		
年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書		
年 月 日厚生労働省発医政 第 号により交付決定があった 年度医療施設等設備整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、交付決定通知により付された条件に基づき、次のとおり報告する。		
1 ページ		
1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額		
	金	円
2 確定時に減額した仕入れに係る消費税額		
	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）		
	金	円
4 補助金返還相当額		
	金	円
5 添付書類		
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。		

第5号様式

第5号様式		番 号
		年 月 日
都 道 府 県 知 事 殿		
間接補助事業者名		
年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書		
年 月 日厚生労働省発医政 第 号により交付決定があった 年度医療施設等設備整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、交付決定通知により付された条件に基づき、次のとおり報告する。		
1 ページ		
1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額		
	金	円
2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）		
	金	円
3 添付書類		
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。		